

王寺町自殺対策計画

平成31年（2019年）3月

王 寺 町



はじめに

わが国の自殺者数は、平成10年以降、年間3万人前後を推移していましたが、近年は減少傾向にあります。しかしながら、未だに自殺者が年間2万人を超えているという非常事態が続いています。その背景には、社会的な問題が複雑に関与していることから、様々な分野の総合的な取組が必要です。

王寺町においても人口10万人当たりの自殺死亡者数を表す自殺死亡率（以下「自殺死亡率」という）は、国及び奈良県の数値を下回っているものの、平成20年から平成29年までの10年間で、35人もの尊い命が絶たれているという心が痛む現実があります。

これまで、王寺町では健診の受診勧奨などの健康づくり事業をはじめ、差別や人権問題に関する啓発活動、各種相談事業、いじめ防止の教育等、さまざまな取組を行ってきました。

今回の計画では、平成18年に制定された自殺対策基本法（平成18年法律第85号）の平成28年4月の改正によって、自殺対策を「生きることの包括的な支援」と新たに位置づけたことを踏まえ、今までのさまざまな取組に「自殺対策」という視点を加えて、今後どのような取組が必要か考え検討してまいりました。

住民のみなさまをはじめ、関係者や職員など一人ひとりが周りの方に関心を寄せ、“ちょっとした気づき”で困っていると感じられる方に声をかけたり、関係機関等への情報をつないだりすることが「生きることの包括的な支援」となり、救われる命があるかもしれません。自殺対策の取組は始まったばかりで、まだまだ不十分な点があると思いますが、住民のみなさまとご一緒に本計画の推進に取り組んでまいりたいと考えますので、みなさまのご理解・ご協力をお願いいたします。

平成31年3月

王寺町長 平井 康之

目 次

| | | |
|-------|-------------------|----|
| 第 1 章 | 王寺町自殺対策計画の概要 | |
| 1. | 計画策定の趣旨・背景等 | 1 |
| 2. | 計画の位置づけ | 1 |
| 3. | 計画の実施期間 | 1 |
| 第 2 章 | 自殺の現状と課題 | |
| 1. | 王寺町の自殺の現状 | 2 |
| 2. | 奈良県の自殺の現状 | 9 |
| 3. | 王寺町の課題 | 11 |
| 第 3 章 | 自殺対策の基本的な考え方 | |
| 1. | 計画の基本認識 | 12 |
| 2. | 計画の基本理念 | 13 |
| 3. | 計画の基本方針 | 13 |
| 4. | 数値目標 | 14 |
| 第 4 章 | 自殺対策の施策体系 | |
| 1. | 重点施策 | 15 |
| 2. | 基本施策 | 16 |
| 第 5 章 | 施策体系とプロセス指標（評価指標） | 18 |
| 第 6 章 | 計画推進のために | |
| 1. | 推進体制 | 20 |
| 2. | 施策の評価 | 20 |
| 3. | 計画の見直し | 20 |
| 資料編 | 各課の取組状況（平成 30 年度） | 21 |

第1章 王寺町自殺対策計画の概要

1. 計画策定の趣旨・背景等

奈良県の自殺者数は、平成10年の331人をピークに平成28年には183人に減少しています。人口10万人当たりの奈良県自殺死亡率（平成28年）は13.6であり全国で最も低い自殺死亡率です。

一方、平成24年から平成28年の平均でみた王寺町自殺死亡率は14.9であり、奈良県自殺死亡率16.4より下回っているものの、過去10年間に35人もの尊い命が絶たれているという心が痛む現実があります。

自殺の背景には、失業、多重債務等の経済問題、うつ病や精神疾患、身体的病気などの健康問題、家庭問題など、さまざまな要因が複雑に絡み合っています。自殺は個人の自由な選択の結果ではなく、その多くが防ぐことのできる社会的な問題であり、社会全体で取り組む必要があります。

本計画は、王寺町に暮らす全ての人々が、決して自殺に追い込まれることのない社会を実現するための指針となる計画として策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に定める計画に位置付けます。

また、「奈良県自殺対策計画」、「王寺町総合計画」、「王寺町健康増進計画」、「王寺町地域福祉計画」、「王寺町地域福祉活動計画」、「王寺町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」、「王寺町障害者計画及び障害福祉計画」、「王寺町教育振興ビジョン」等の関連計画との整合・調和を図りながら推進します。

3. 計画の実施期間

社会情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化、本計画に基づく施策の推進状況等を踏まえ、おおむね5年間を目途に見直すこととされていますが、王寺町健康増進計画との整合性を図るために、本計画の実施期間を2019年度から2025年度までの7年間とします。

第2章 自殺の現状と課題

1. 王寺町の自殺の現状

(1) 王寺町の自殺者数及び自殺死亡率の推移と割合

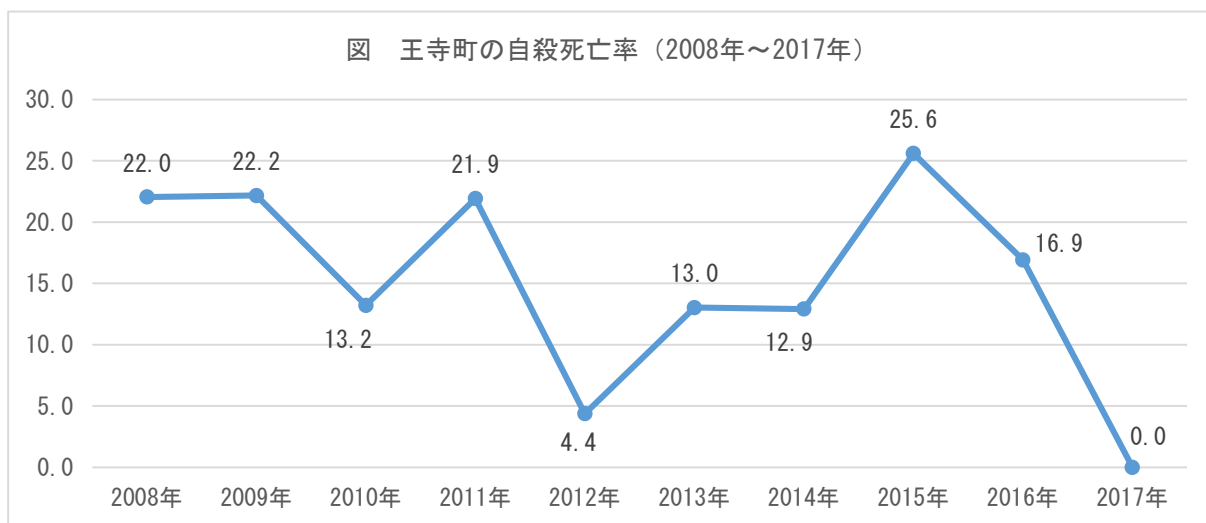
①自殺者数の推移（2008年～2017年）

10年間で35人の方が亡くなっています。男女別では、男性26人(74.3%)、女性9人(25.7%)で、男性が多い状況です。

王寺町の自殺者数及び自殺死亡率（2008年～H2017年）

| 西暦 | 2008年 | 2009年 | 2010年 | 2011年 | 2012年 | 2013年 | 2014年 | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 平均 | |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------|-----|
| 平成 | H20年 | H21年 | H22年 | H23年 | H24年 | H25年 | H26年 | H27年 | H28年 | H29年 | | |
| 自殺者数 | 総数 | 5 | 5 | 3 | 5 | 1 | 3 | 3 | 6 | 4 | 0 | 3.5 |
| | 男 | 2 | 4 | 2 | 3 | 1 | 3 | 3 | 5 | 3 | 0 | 2.6 |
| | 女 | 3 | 1 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0.9 |
| 人口 | 22,676 | 22,556 | 22,700 | 22,810 | 22,873 | 23,027 | 23,222 | 23,436 | 23,645 | 23,810 | | |
| 自殺死亡率 (人/10万人) | 22.0 | 22.2 | 13.2 | 21.9 | 4.4 | 13.0 | 12.9 | 25.6 | 16.9 | 0.0 | 15.2 | |

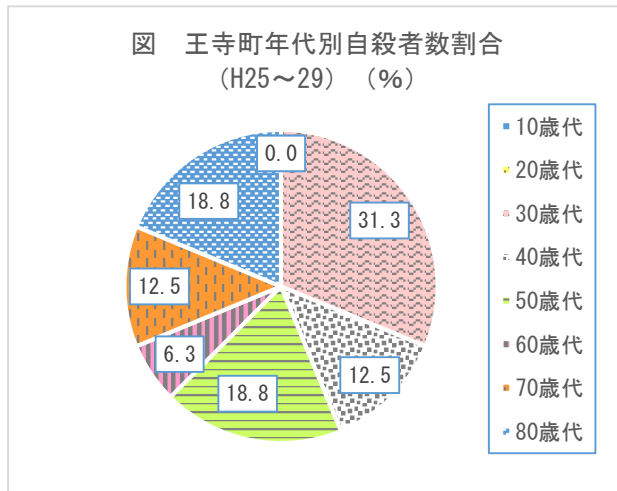
※出典：自殺者数（人口動態） 人口（王寺町住民課データ毎年10月1日現在）



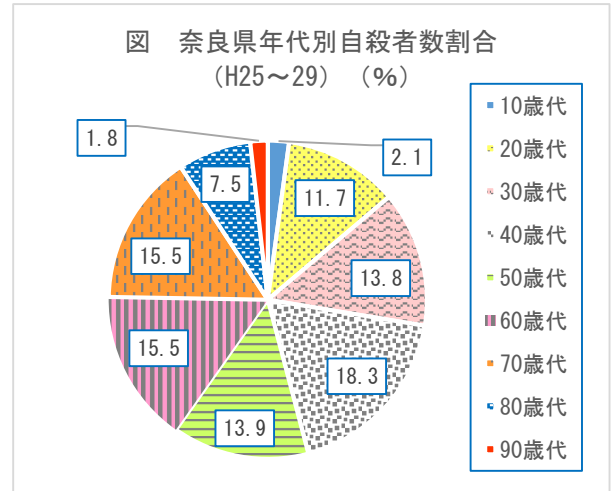
※出典：自殺者数（人口動態） 人口（王寺町住民課データ毎年10月1日現在）

②年代別自殺者数の割合（H25～H29）

年代別自殺者数の割合は、39歳までの若い世代の割合が31.3%であり、県全体の割合（27.6%）と比較すると高い状況です。さらに、50歳代までの働き盛り世代の割合も62.6%と高く、県全体の割合（59.8%）より高くなっています。



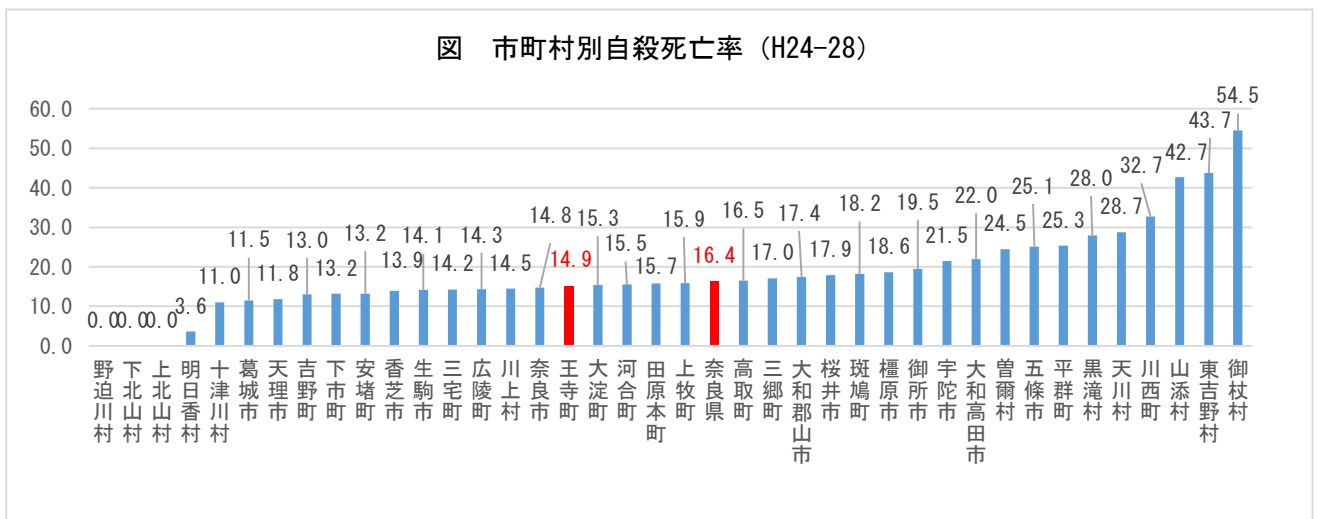
出典：人口動態統計



出典：人口動態統計

③県内市町村の自殺死亡率（人口10万対）

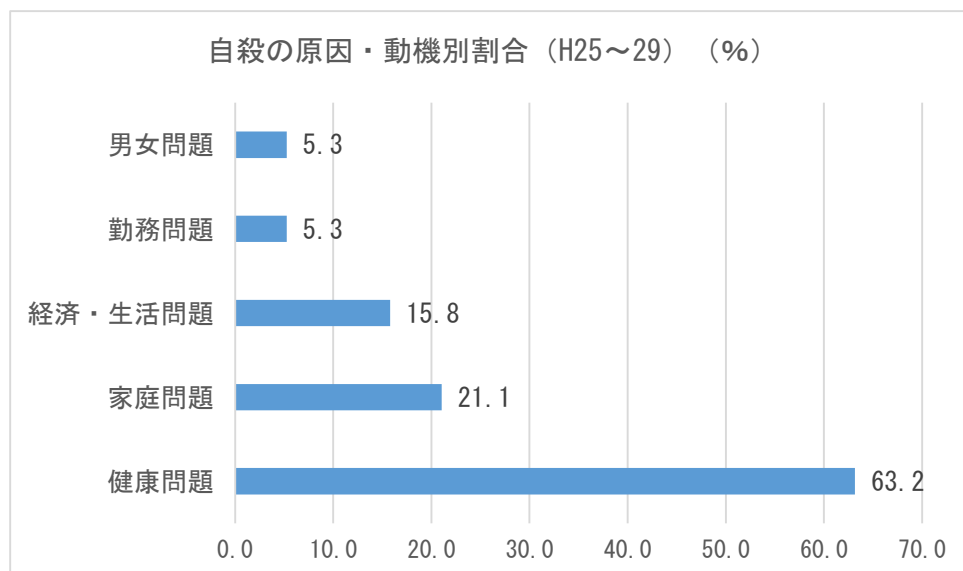
自殺死亡率は14.9であり、39市町村中23位で、県全体の平均（16.4）と比較すると低い状況です。県内の15町中では10位で、町平均（17.0）と比較しても低い状況となっています。



出典：奈良県精神保健福祉センター調べ（人口動態統計）

(2) 王寺町の自殺の原因・動機別の状況

自殺に至る原因や動機については、さまざまな要因が複合的に絡み合っていますが、自殺をした人の63.2%の人が「健康問題」を抱えており、21.1%の人が「家庭問題」、15.8%の人が「経済・生活問題」を抱えています。



出典：警視庁自殺統計 ※自殺の原因・動機が特定された人の原因・動機（複数回答あり）

(3) 休養・こころの健康づくりに関する状況

① 町民意識調査の結果（王寺町地域福祉計画より抜粋）

【調査の概要】

「王寺町地域福祉計画」を策定するにあたり、住民の福祉に対する意識や地域での暮らしの実態、福祉サービスの認知・利用状況、社会参加の実態、今後の王寺町の福祉のあり方に関する意識等を調査することを目的に平成27年3月に実施しました。

【アンケート調査の概要】

対象者：王寺町在住の18歳以上の男女

標本抽出方法：無作為抽出

調査方法：2,000人を対象に郵送による配布・回収

有効回答数：1,009人



【アンケートの結果】

○不安に関する状況

『生活の中で不安に感じること』についての回答をみると、「あなたや家族の老後のこと」が57.5%と最も多く、次いで「あなたや家族の健康のこと」が56.2%、「介護に関すること」が39.2%となっています。

年齢別にみると、18～29歳では「収入など経済的なこと」、30～39歳から60～69歳では「あなたや家族の老後のこと」、70歳以上では「あなたや家族の健康のこと」についての不安が多くなっています。また、30～39歳では他の年齢層に比べて「子どもの教育のこと」、「育児や子育てのこと」が多くなっています。

年齢によって感じている不安が違うこと、また感じている不安は一つだけではなく、いくつかの不安を抱えている人もいると考えられます。

表 生活の中で不安に感じること（複数回答）

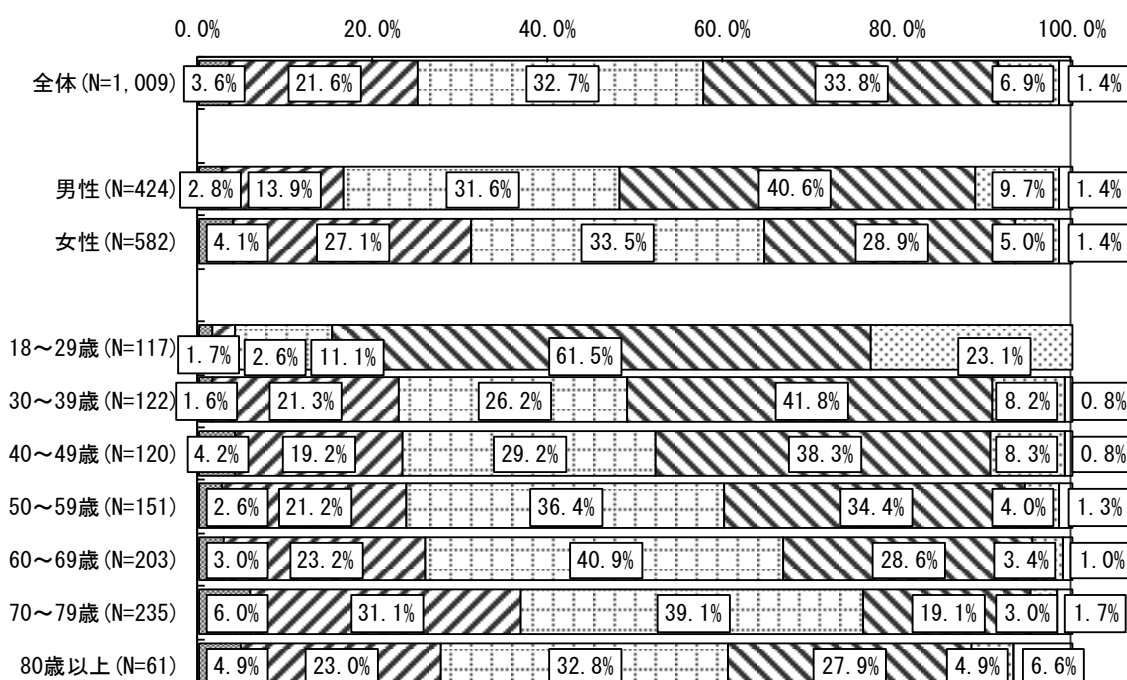
| | 有効回答数 | あなたや家族の健康のこと | あなたや家族の老後のこと | 介護に関すること | 育児や子育てのこと | 子どもの教育のこと | 子どもの引きこもり、不登校など | 収入など経済的なこと | 就労のこと（就職・失業・後継者不足） | 家族内での関係のこと | 職場や地域での人間関係のこと | 生きがいづくりのこと | その他 | 特に悩みや不安を感じていない | |
|----|--------|--------------|--------------|----------|-----------|-----------|-----------------|------------|--------------------|------------|----------------|------------|-------|----------------|-------|
| 全体 | 1,009 | 56.2% | 57.5% | 39.2% | 10.9% | 12.1% | 2.4% | 34.7% | 10.0% | 6.9% | 7.1% | 10.5% | 2.0% | 8.7% | |
| 性別 | 男性 | 424 | 57.8% | 60.1% | 42.5% | 6.8% | 8.0% | 2.1% | 33.5% | 9.7% | 4.7% | 7.8% | 13.0% | 2.8% | 7.8% |
| | 女性 | 582 | 55.0% | 55.5% | 36.9% | 13.7% | 14.9% | 2.6% | 35.4% | 10.3% | 8.6% | 6.7% | 8.8% | 1.4% | 9.5% |
| 年齢 | 18～29歳 | 117 | 35.9% | 30.8% | 18.8% | 23.9% | 12.0% | 2.6% | 41.9% | 25.6% | 8.5% | 14.5% | 6.8% | 2.6% | 14.5% |
| | 30～39歳 | 122 | 45.1% | 51.6% | 25.4% | 41.8% | 42.6% | 9.8% | 45.9% | 14.8% | 11.5% | 13.9% | 7.4% | 4.1% | 10.7% |
| | 40～49歳 | 120 | 49.2% | 57.5% | 27.5% | 20.8% | 32.5% | 2.5% | 43.3% | 15.0% | 5.8% | 6.7% | 11.7% | 1.7% | 10.0% |
| | 50～59歳 | 151 | 61.6% | 70.2% | 37.7% | 2.0% | 9.3% | 1.3% | 40.4% | 13.9% | 7.9% | 7.3% | 13.2% | 1.3% | 7.3% |
| | 60～69歳 | 203 | 61.6% | 68.0% | 45.3% | 0.5% | 1.0% | 0.5% | 28.6% | 4.4% | 4.9% | 4.9% | 15.8% | 2.0% | 7.4% |
| | 70～79歳 | 235 | 66.4% | 59.1% | 54.0% | 0.9% | 0.4% | 1.3% | 25.1% | 1.7% | 6.8% | 2.1% | 7.7% | 1.3% | 6.0% |
| | 80歳以上 | 61 | 60.7% | 47.5% | 55.7% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 24.6% | 1.6% | 1.6% | 6.6% | 8.2% | 1.6% | 9.8% |

○日ごろの近所づきあいの状況

『日ごろの近所づきあい』についての回答をみると、「挨拶をする程度の人はいる」が33.8%と最も多く、次いで「世間話をする程度の人はいる」が32.7%、「困ったことなど内容によっては、相談し助け合える人がある」が21.6%となっています。

年齢別にみると、年齢が低いほど「挨拶をする程度の人はいる」または「ほとんどつきあいをしていない」が多くなっています。また、18～29歳では「挨拶をする程度の人はいる」が61.5%と最も多く、次いで「ほとんどつきあいをしていない」が23.1%となっており、他の年齢に比べて非常に多くなっています。

図 日頃の近所づきあい



- どんなことでも相談し助け合える人がある
- 困ったことなど内容によっては、相談し助け合える人がある
- 世間話をする程度の人はいる
- 挨拶をする程度の人はいる
- ほとんどつきあいをしていない
- 無回答



②マイアセスメント調査の結果（第3次王寺町健康増進計画より抜粋）

【調査の概要】

第3次王寺町健康増進計画策定にあたり、第2次計画の評価・分析とともに対象者各自の健康状態や生活習慣等に関するデータの集計・分析により生活習慣病予防などの健康関連対策の企画立案、推進における有用な資料を整備することを目的として平成27年7月に実施しました。

【アンケート調査の概要】

対 象 者：王寺町在住の20歳～60歳までの5歳刻みの男女

標本抽出方法：無作為抽出

調 査 方 法：2,507人を対象に郵送による配布・回収

有効回答数：677人

【アンケートの結果】

○休養・こころの健康づくり

「人とのふれあい、話をする機会がある人」、「ストレス解消方法がある人」では、平成22年度と比較すると改善が見られました。しかし、他3つの評価項目においては改善が見られませんでした。

| 項 目 | H22 年度 | H27 年度 | |
|--------------------|---------|---------|---------|
| | 30～60 歳 | 20～60 歳 | 30～60 歳 |
| 人とのふれあい、話をする機会がある人 | 75.0% | 76.2% | 75.4% |
| 睡眠による休養が不足している人 | 34.7% | 38.7% | 40.4% |
| 毎日ストレスを感じる人 | 31.3% | ※66.5% | ※67.5% |
| ストレス解消方法のある人 | 37.0% | 54.8% | 54.3% |
| くつろいでもぐす時間がある人 | 82.7% | 71.2% | 70.3% |

※「少し感じる」「とても感じる」と回答した人の合計

(4) 王寺町が取り組んでいる自殺対策の主な事業

| 分 野 | 主な事業 | 担当課 |
|-------------------------|--------------------------------------|---------|
| 精神疾患等によるハイ リスク者対策の推進 | 「心配ごと相談」 | 社会福祉協議会 |
| | 人権擁護委員による「人権相談」 | 住民課 |
| | 王寺町母子保健計画「こころの相談」 王寺町健康増進計画「健康相談」 | 保健センター |
| 普及啓発 | 差別をなくす町民集会 | 住民課 |
| | いじめ防止教室 | 学校教育課 |
| | 王寺町健康増進計画 「休養・こころの健康づくり」 | 保健センター |

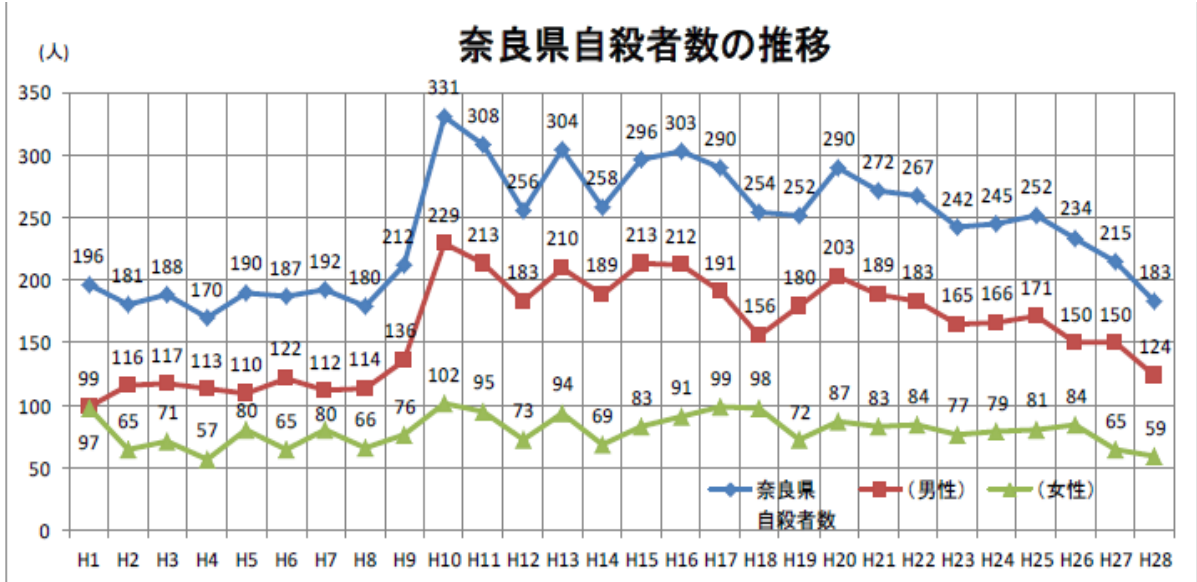
上記以外の事業であって自殺対策に直接つながらない事業の中にも、生きる支援に関連する施策として「生きがいづくり」、「社会参加の促進」、「高齢者の居場所づくり」、「まちづくり」などにつながる事業を実施しています。(資料編参照 P. 22~26)

2. 奈良県の自殺の現状

(1) 奈良県の自殺者数及び自殺死亡率の推移と割合

① 自殺者数の推移 (H1～H28)

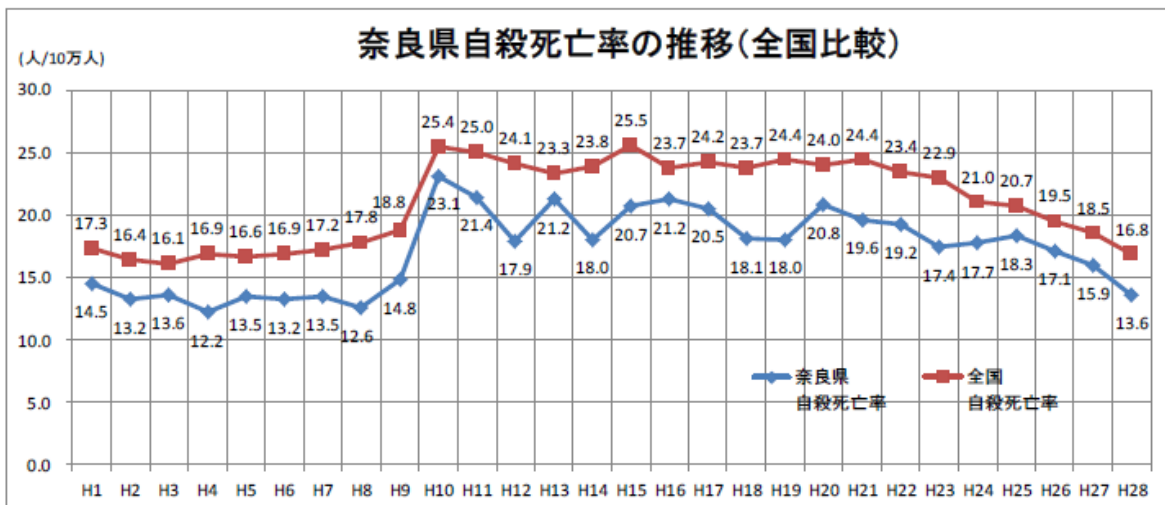
奈良県の自殺者数は、全国と同様に平成10年に急増し、その後300人前後で推移しましたが、平成17年以降300人を超えることはなく、平成25年以降減少傾向となっています。



出典：人口動態統計（厚生労働省）

② 自殺死亡率の推移 (H1～H28)

奈良県の自殺死亡率は、全国と比べて低位で推移しています。平成4年、6年、8年、9年、12年、14年、18年、19年、21年から23年、28年には全国で最も自殺死亡率が低くなりました。しかし、近年では全国との差が縮まってきています。

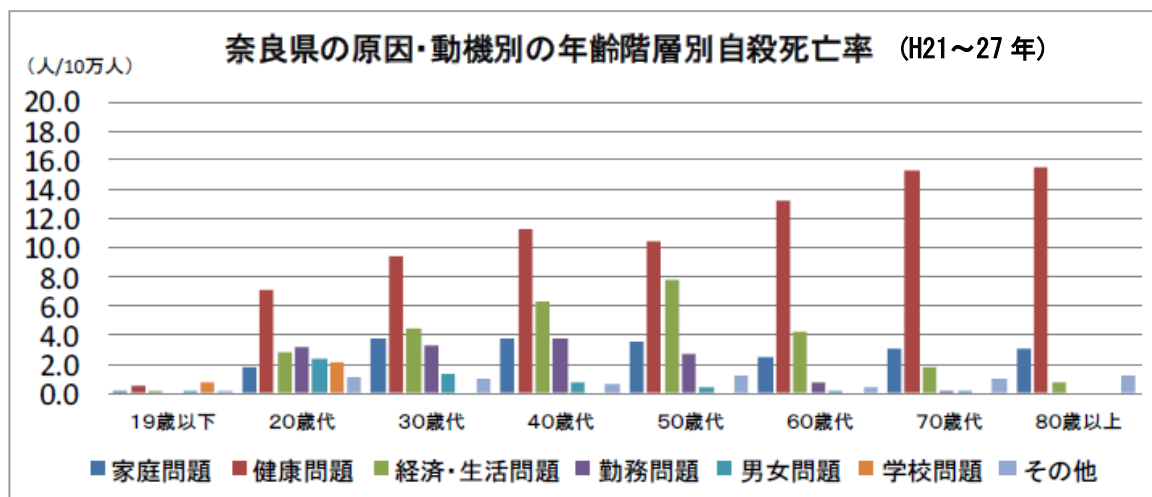


出典：人口動態統計（厚生労働省）

(2) 奈良県の自殺の原因・動機別の状況

① 自殺の原因・動機別の自殺死亡率（年齢階層別）

奈良県全体では、うつ病等の精神疾患を含む「健康問題」を抱えている人がほとんどの年代で多くなっています。19歳以下では数値は低いものの学校問題を抱えている人が最も多くなっています。30歳代から60歳代にかけての年代は、「経済・生活問題」を抱えている人が「健康問題」に次いで多くなっています。

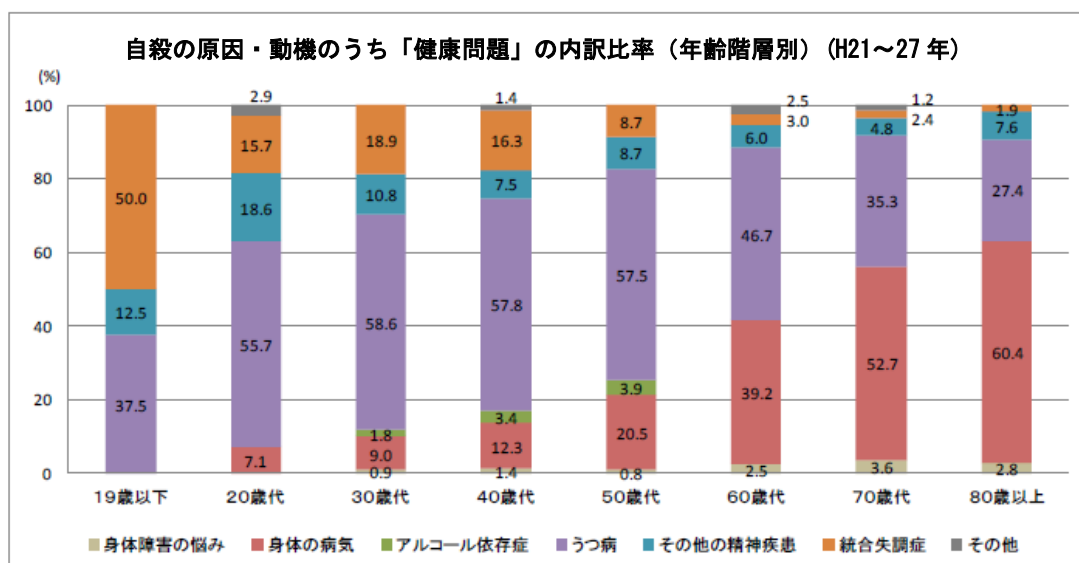


※原因・動機が複数ある場合、3つまで計上。

出典：自殺統計（自殺日・居住地）[警察庁]

② 自殺の原因・動機のうち「健康問題」の内訳比率（年齢階層別）

「健康問題」の内訳について、年齢階層別に見ると、すべての年代で「うつ病」の比率が高くなっています。また、「統合失調症」は若い年齢層で高く、「身体の病気」は加齢とともに増加していく傾向にあります。



出典：自殺統計特別集計（自殺日・居住地）[警察庁]

3. 王寺町の課題

課題①：若い世代への対策

自殺死亡率は奈良県より低いものの、若い世代の自殺者数割合が県全体と比較すると高い状況です。若い世代への自殺予防の取組や、関係機関が連携・協働し、不安や悩みに対する相談体制を強化する必要があります。

課題②：健康問題等様々な不安や悩みに起因する自殺への対策

女性に比べ、男性の死亡数が多くなっています。自殺の原因・動機別集計では、総数で見ると、健康問題を抱えている人が6割を超えており、病気の悩みなどへの相談体制の充実が重要です。

また、意識調査によると、年齢によって感じている不安は様々であり、その内容は常に変わっていくこと、また不安は一つだけでなく複数の不安を抱えている場合もあるため、関係機関が連携・協働し、不安や悩みに対する相談体制を強化する必要があります。

課題③：地域とのつながりやコミュニティ活動への対策

地域とのつながりが希薄化しており、年齢が低いほど近隣とのつきあいが少なく、顔も名前も知らない場合もあると考えられます。そのため、不安なことを相談できなかつたり、家に閉じこもったりしている場合等でも、誰にも気付いてもらえず一人で悩み苦しむ可能性があると考えられます。そのため、地域の人との顔と名前がわかる関係づくりを目指したコミュニティ活動を強化する必要があります。

課題④：休養とこころの健康づくりへの対策

働き盛りの年代や子育て期の親は十分な休養とこころの健康づくりができずにストレスを抱えている年代と考えられます。ストレス解消方法や休養の必要性、こころの健康について繰り返し周知し、ストレスを抱える方にはゆっくり話を聞く時間を設けるなどの支援が必要です。

第3章 自殺対策の基本的な考え方

1. 計画の基本認識

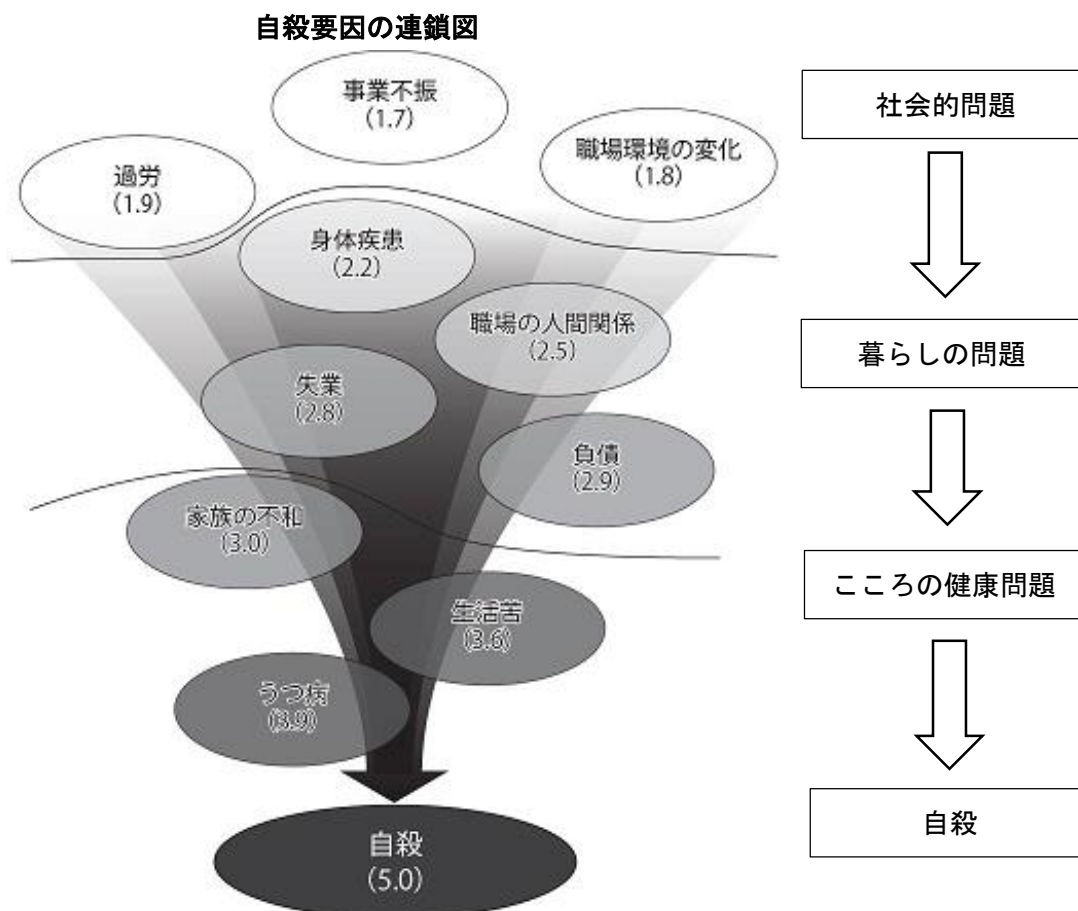
自殺の背景には、失業、多重債務等の経済問題、うつ病や精神疾患、身体的病気などの健康問題、家庭問題など、さまざまな要因が複雑に絡み合っています。自殺の多くは、個人の自由な選択の結果ではなく、様々な悩みにより心理的に「追い込まれた末の死」であるということを認識し、防ぐことのできる社会的な問題として、社会全体で取り組む必要があります。

【自殺の危機要因や危機経路】

「自殺実態白書2013」によると、自殺で亡くなる時、一人が抱えていた危機要因の数は平均すると3.9個の要因となり、自殺に至る理由や原因、動機は決して単純でないことが分かりました。

また、自殺実態調査の中で最も多くみられた上位10の要因について、自殺までの連鎖の仕方（平均的な）も分かってきました。多くの自殺は、社会的な問題から暮らしの問題、そしてこころの健康問題へと、要因の連鎖の悪化を繰り返した末に起きています。

自殺対策の推進においては、こうした実態を踏まえて、個々の要因への働きかけだけでなく、要因の連鎖を絶つために関係機関の連携が必要となってきます。



※ () の数値は、危機複合度を表しています。危機複合度とは、それぞれの危機要因が含有している危機要因の数のことで、数値が大きければ大きい程、危機要因が連鎖して問題が深刻化しています。

出典: NPO 法人ライフリンク 「自殺実態白書 2013」

2. 計画の基本理念

お互いを思いやり 命を大切にするまち 王寺町

3. 計画の基本方針

王寺町では、住民一人ひとりが、お互いを思いやりつながりを感じられることで、自分らしく生きる喜びを実感でき、誰も自殺に追い込まれることのないまちを目指します。

その実現に向け、「生きるための支援」を充実させ、住民と行政等が一体となり「こころの健康づくり」に重点的に取り組めます。

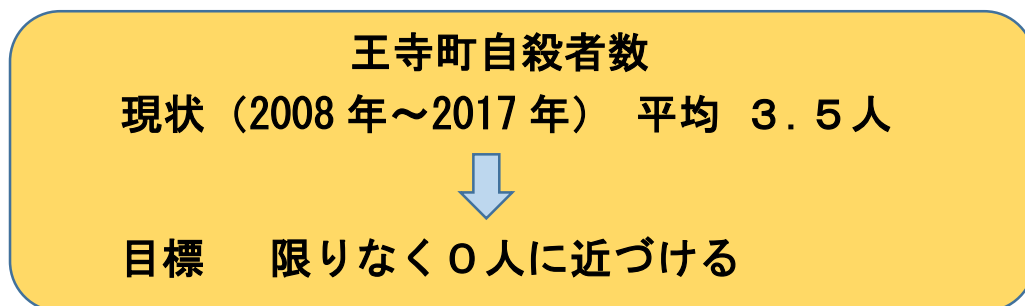


4. 数値目標

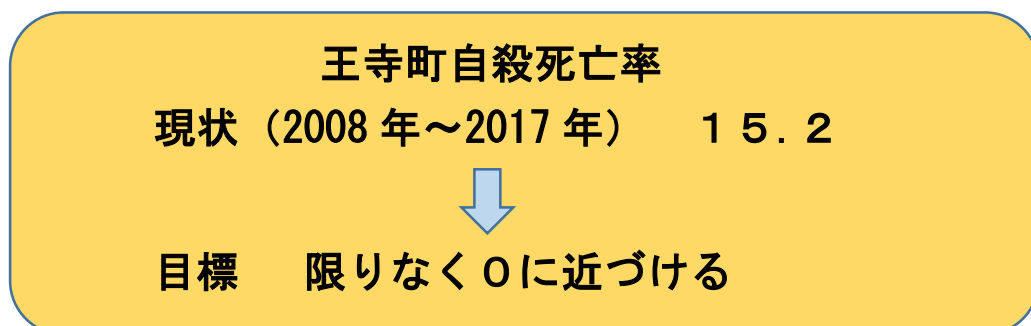
国の自殺総合対策大綱においては、当面の目標として自殺死亡率を2026年までに2015年と比べて30%以上減少させるとしています。

奈良県自殺対策計画では、今後10年で奈良県自殺死亡率を30%以上減少させることを目指し、毎年3%減少させるとしています。

王寺町では、2008年から2017年の10年間の自殺者数の平均が3.5人であることから、評価年度である2025年度の自殺者数の目標を、誰もが自らのいのちを大切にできるように限りなく0人に近づけるよう努めます。



また、王寺町の2008年から2017年の自殺死亡率の平均は15.2ですが、今後、王寺町の自殺者数を限りなく0人に近づけるため、評価年度である2025年度の自殺死亡率も限りなく0に近づけることを目指します。



王寺町の自殺者数及び自殺死亡率（2018年～2024年）

| 西暦 | 2018年 | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 | 2023年 | 2024年 |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 平成 | H30年 | H31年 | H32年 | H33年 | H34年 | H35年 | H36年 |
| 自殺死亡率 (人/10万人) | 15.2 | 12.7 | 10.1 | 7.6 | 5.1 | 2.6 | 0.0 |

※出典：自殺者数（人口動態）

人口 2018年：王寺町住民課 10月1日現在

2019年：2018年と2020年の平均値

2021年～2024年：2020年～2025年の差を均等割して算出

2020年、2025年：王寺町政策推進課 人口推計値

第4章 自殺対策の施策体系

自殺対策の推進に関する基本的な考え方を踏まえ、4つの重点施策と5つの基本施策に取り組みます。

1. 重点施策

(1) 児童・生徒の自殺予防教育の推進

児童・生徒期における心理的ダメージは、その時期のみならず成人後の自殺につながる可能性もあり、早い時期から自殺予防に取り組むことが重要となります。

○いじめ・不登校への対応

- ・児童生徒がいじめの問題を自分たちの課題として捉えられるよう促し、いじめの撲滅に向けて主体的に行動できるよう、関係機関と連携を図りながらいじめ防止の取組を推進します。また、学校生活に様々な不安を抱える児童生徒や保護者に対して、教育相談や生徒指導を充実させることにより、不安を軽減し楽しく学校生活を送れるよう不登校児童生徒に対する支援に努めます。

○相談支援体制の充実

- ・多様な課題を抱える子ども・保護者を支援するため、「教育相談」「心の教室」「ふれあいフレンド」の3つの事業の充実を図るとともに、関係機関等と連携のもと、ニーズに応じた専門的な支援を行うなど、相談支援体制を充実します。

○人権教育・道徳教育の充実

- ・児童生徒がお互いの人権を尊重し、生命の尊さを学ぶことができるよう、学校教育における人権教育と道徳教育を中心に、教育内容の創意工夫や改善を行いながら教育活動の充実を図ります。

○豊かな感性を育む教育の推進

- ・一人ひとりが豊かな感性や情操、優しさや思いやりの心を育むことができるよう、福祉教育や読書活動を通じて豊かな心を育む教育を推進します。

(2) 精神疾患等によるハイリスク者対策の推進

○広報・啓発活動の推進

- ・広報紙や町の公式サイトへの特集記事の掲載等の情報発信に努め、精神疾患等の一般的にまだ広く周知されていない障害や、外見からはわかりにくい障害について、正しい知識の普及に取り組みます。
- ・町の公式サイトでは、国や県の情報源とリンクさせることで情報量を充実させます。
- ・関係部署と連携し、リーフレットの配布などを通じて、意識啓発に取り組みます。

○関係機関との連携の推進

- ・障害者計画及び障害福祉計画に基づき、「保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携した支援」に取り組みます。
- ・精神障害者福祉に関する相談に応じ、必要に応じて専門機関を紹介します。

○ストレスを抱える方への相談支援の充実

- ・乳幼児健診や健康相談等で、ストレスのある保護者に対しては、ゆっくり話を聞く時間を設けるなど保護者のストレス軽減のための支援をします。

(3) ふれあい、生きがいを持てる居場所づくりの推進

○居場所づくりの推進

- ・外出のきっかけづくりとしてサロン活動への参加を促すとともに、様々な催しへの参加が見守りや支援を必要とする方の様子を把握する機会となるようにします。

○生きがいづくりへの支援

- ・高齢者が生きがいにあふれた日常生活を過ごすことができるよう支援するため、健康づくりや介護予防の視点に加え、社会貢献や地域社会を支える新たな担い手として、高齢者の社会参加や生きがい活動を支援します。

(4) 休養・こころの健康づくりの推進

- ・ストレス解消法や休養の必要性、こころの健康について広報等で啓発します。
- ・こころの健康に関するポスターや窓口への資料の設置を積極的に行います。

2. 基本施策

(1) 普及啓発

○自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及

- ・自殺についての誤解や偏見を払拭し、正しい知識の普及啓発を行います。また、相談・支援機関の周知を行います。
- ・乳幼児健診や健康相談等を活用し、働き盛りのパパ（男性）向けに自殺予防のパンフレット等を配布します。
- ・成人式のイベント等を活用した自殺対策の普及啓発を行います。

○自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施

- ・自殺予防週間（9月10日～16日）及び自殺対策強化月間（3月）に啓発活動を実施します。

(2) 人材養成

○一人ひとりの気づきと見守りを促すための職員等担当者の資質の向上

- ・全ての職員が、対応する住民の心の健康問題を早期にキャッチする資質を向上させるため研修を実施します。
- ・心配ごと相談、教育相談、消費生活相談、税務相談、法律相談等の相談員や経済的な困窮や病気、障害、人権侵害等の各種相談にあたる窓口対応の職員に対して、自殺対策や心の健康についての研修会へ参加を促す等の情報提供を行います。
- ・介護関係者の会議等の機会を通じ、自殺対策や心の健康づくりに関する知識の普及を図ります。

○様々な分野でのゲートキーパー（※1）の養成

- ・悩みを抱えた人に気づく機会が多い分野の関係者に対して、自殺対策や心の健康に関する情報提供を行うとともに、自殺の危険を示すサインにいち早く気づき、声をかけ、話を聴き、必要に応じて専門家につなぎ、見守るなどゲートキーパーとしての役割を担う人材（民生児童委員や自治会長など）の養成を図ります。

※1 ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る。）を図ることが出来る人のことで、言わば「命の門番」とも位置づけられる人のこと。

（3）各課・関係機関との連携の促進

○各課・関係機関の連携による切れ目のない支援の推進

- ・住民サービス窓口等において心の健康問題を早期にキャッチしたら、まず一言声をかけ、関係課もしくは関係機関につなげるなどの対応により切れ目のない支援に努めます。

○地域における住民の主体的な健康づくりへの支援

- ・保健・医療・介護の関係機関並びに健康づくりに関わる団体と連携した地域ぐるみの健康増進活動を推進し、住民の主体的な休養・こころの健康づくりを支援します。

（4）精神保健医療との連携強化

○精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上

- ・産後うつ傾向や育児不安等への支援として、妊婦健康診査実施医療機関や産後ショートステイ・デイケア事業委託助産所等との連携をすすめます。
- ・医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医師会・歯科医師会・薬剤師会等、地域における医療・介護の関係団体や医療機関とのネットワークを推進し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供する体制づくりに努めます。
- ・認知症の方が、住み慣れた地域で尊厳を保ちながら穏やかな生活を送り、家族も安心して社会生活を送ることができるよう、地域における支援体制の強化・充実を図ります。

（5）勤務問題への対策

- ・労働者のメンタルの不調を未然に防止することや、労働者自身のストレスへの気づきを促し、その原因となる職場環境の改善につなげることを目的にストレスチェックを推進します。
- ・長時間労働の是正や、職場におけるパワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどの防止の取組を実施するとともに、労働関係機関と連携し、普及啓発を行います。

第5章 施策体系とプロセス指標（評価指標）

| | 項目 | プロセス指標（評価指標） | 現状 2017年度 (H29年度) | 目標 2024年度 (H36年度) | 担当課 |
|---------|----------------------------|---|-------------------------|-------------------------|---------|
| 1. 重点施策 | (1) 児童・生徒の自殺予防教育の推進 | スクールカウンセラーへの相談件数 | 37人 (H29年度) | 増加 | 学校教育課 |
| | | 「教育相談」事業の相談件数 | 376人 (H29年度) | 増加 | |
| | | 「心の教室」事業の相談件数 | 386人 (H29年度) | 増加 | |
| | | 「規範意識」を問う設問（・あなたは学校の規則を守っていますか・いじめはどんな理由があってもいけない・人の役に立つ人間になりたい）で、「当てはまる」「どちらかという当てはまる」と回答した生徒の割合 | 93.8% (H29年度) | 96.9% (H35年度) | |
| | (2) 精神疾患等によるハイリスク者対策の推進 | 福祉係で精神疾患等に関わる相談を受けた件数 | 29人 (H29年度) | 増加 | 福祉介護課 |
| | | 地域包括支援係で精神疾患等に関わる相談を受けた件数 | 32人 (H29年度) | 増加 | |
| | | 「心の相談」事業で精神疾患等に関わる相談を受けた件数 | 未実施 (H29年度) | 増加 | 保健センター |
| | | 健康相談で精神疾患等に関わる相談を受けた件数 | 7人 (H29年度) | 増加 | |
| | (3) ふれあい、生きがいを持てる居場所づくりの推進 | ふれあいサロンの箇所数 | 13箇所 (H29年度) | 30箇所 (H35年度) | 社会福祉協議会 |
| | (4) 休養・こころの健康づくりの推進 | 睡眠による休養が不足している人の割合 | 38.7% (H27年度) | 30%以下 (H31年度) | 保健センター |
| | | 毎日ストレスを感じる人の割合 | 66.5% (H27年度) | 60%以下 (H31年度) | |
| | | くつろいすごす時間がある人の割合 | 71.2% (H27年度) | 75%以上 (H31年度) | |

| | 項目 | プロセス指標（評価指標） | 現状 2017年度 (H29年度) | 目標 2024年度 (H36年度) | 担当課 |
|----------------|-------------------|---------------------------------|-------------------------|-------------------------|------------|
| 2. 基本 施策 | (1) 普及啓発 | 3歳6か月児健診でパパ向けの自殺予防のパンフレットを配布する | 0人 (H29年度) | 受診者 全員配布 | 保健 センター |
| | | 自殺予防週間(9月10日～16日)に広報 | 未実施 (H29年度) | 実施 | 政策推進課 |
| | | 自殺対策強化月間(3月)に広報 | 未実施 (H29年度) | 実施 | 政策推進課 |
| | (2) 人材養成 | ゲートキーパー養成人数 | 0人 (H29年度) | 増加 | 保健 センター |
| | (3) 各課・関係機関との連携促進 | 各課・関係機関（精神保健医療以外）につないだ件数 | 未把握 (H29年度) | 増加 | 全課 |
| | (4) 精神保健医療との連携強化 | 福祉係で精神保健医療（精神科及び産科等）と連携した件数 | 7人 (H29年度) | 増加 | 福祉介護課 |
| | | 地域包括支援係で精神保健医療（精神科及び産科等）と連携した件数 | 10人 (H29年度) | 増加 | 福祉介護課 |
| | | 保健センターで精神保健医療（精神科及び産科等）と連携した件数 | 9人 (H29年度) | 増加 | 保健 センター |
| | (5) 勤務問題への対策 | 町内事業所等へ啓発パンフレットを配布した件数 | 未実施 (H29年度) | 増加 | 保健 センター |



第6章 計画推進のために

1. 推進体制

関係各課、各機関は、それぞれが特に対象としている方への適切な対策を講ずるとともに、相互に連携・協力して総合的な自殺対策の推進を図ります。

なお、プロセス指標（評価指標）については、保健センターで1年に1回各課に照会し進捗管理を行います。

2. 施策の評価

PDCAサイクルを通じて、自殺対策の施策や取組の効果を検証し、検証の結果や国の動向を踏まえつつ、本計画の実効性を高めるものとして必要に応じて取組等を改善することにより、継続的に自殺対策を展開していきます。

なお、王寺町健康増進計画の評価の時期に合わせて本計画も評価します。

3. 計画の見直し

2019年度から2025年度までの計画期間において、社会情勢や自殺をめぐる諸情勢の変化、大綱に基づく施策の推進状況や目標の達成状況等を踏まえ、必要に応じて計画の変更を行うことがあります。

＜資料編＞

各課の取組状況（平成30年度） ※王寺町役場組織図順

第2章 自殺の現状と課題の1. 王寺町の自殺の現状 の（4）王寺町が取り組んでいる自殺対策の主な事業で掲載されている事業以外の事業であって、自殺対策に直接つながらなくても、生きる支援に関連する施策として「生きがづくり」、「社会参加の促進」、「高齢者の居場所づくり」、「まちづくり」などにつながる事業を実施しています。

それらの事業について、課毎に以下の8つのカテゴリー別にまとめました。

1. 地域の実態把握や情報共有
2. 一人ひとりの気づきと見守りを促す（人材育成、周知と啓発）
3. 生きることの促進支援
4. 若年層への対策
5. 勤務関連問題への対策
6. 体制づくり（人材確保・養成、資質向上、環境整備、適切な医療福祉サービスの利用を促す）
7. 「つながり」をつくる連携・協働の推進
8. こころの健康づくり

【政策推進課】

| カテゴリー | 主な取組 |
|---------------------|---------------------------------|
| 1. 地域の実態把握や情報共有 | ・タウンミーティング ・広報アンケート |
| 2. 一人ひとりの気づきと見守りを促す | ・広報広聴事業（広報紙・公式サイト・SNS等による情報発信等） |
| 6. 体制づくり | ・王寺町総合計画審議会 |

【危機管理室】

| カテゴリー | 主な取組 |
|----------|--------------------------|
| 6. 体制づくり | ・避難行動要支援者名簿情報の提供に関する協定締結 |

【税務課】

| カテゴリー | 主な取組 |
|----------|--|
| 6. 体制づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・ 町税の課税・収納事務 ・ 分納等の相談 ・ 国民健康保険税・後期高齢者医療保険税・介護保険料の収納事務 ・ 町営住宅使用料の収納事務 ・ 保育料・学童保育料の収納事務 ・ 確定申告等受付事務 |

【住民課】

| カテゴリー | 主な取組 |
|---------------------|--|
| 2. 一人ひとりの気づきと見守りを促す | <ul style="list-style-type: none"> ・ 差別をなくす町民集会 |
| 6. 体制づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合相談受付 ・ 消費生活相談 ・ 無料法律相談 ・ 公害苦情相談 |

【福祉介護課】

| カテゴリー | 主な取組 |
|-----------------------|---|
| 2. 一人ひとりの気づきと見守りを促す | <ul style="list-style-type: none"> ・ やわらぎの手帳優遇措置事業 ・ 高齢者優待入浴券交付 ・ 精神保健福祉理解促進研修・啓発事業 |
| 6. 体制づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・ 王寺町民生児童委員協議会 ・ 成年後見制度利用支援事業 ・ 避難行動要支援者名簿作成 ・ 王寺町地域包括支援センター運営 ・ 認知症サポーター養成講座 ・ 認知症なんでも相談 ・ 養護老人ホーム入所措置 ・ 介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定と進行管理 ・ みんな笑顔で介護保険利用ガイド発行 ・ 障害者計画及び障害福祉計画の策定と進行管理 ・ 障害者総合支援法利用者のためのかんたんガイド発行 ・ 王寺町障害者虐待防止初動対応マニュアル ・ 王寺町こども・子育て支援事業計画の策定と進行管理 ・ 王寺町すくすくガイドブック発行 ・ 児童虐待等防止ネットワーク会議の開催 ・ こんにちは赤ちゃん訪問事業 ・ 産前産後ヘルパー事業 |
| 7. 「つながり」をつくる連携・協働の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 王寺町民生児童委員協議会 ・ 西和7町障害者等支援協議会 |

【国保健康推進課】

| カテゴリー | 主な取組 |
|----------|-----------------------|
| 6. 体制づくり | ・ 国民健康保険短期証、資格証明書発行業務 |

【保健センター課】

| カテゴリー | 主な取組 |
|-------------------|--|
| 2. ひとりの気づきと見守りを促す | ・ やわらぎ健康フェア in リーべる ・ いきいき健康サロン |
| 3. 生きることの促進支援 | ・ G e t 元気 2 1（憩いの里、憩いの泉） ・ ここからカレッジ ・ 子育て広場 （すくすく広場、わくわく広場、どんぐり） |
| 6. 体制づくり | ・ 王寺町健康増進計画 ・ 特定健診結果説明会、特定保健指導、健康相談 ・ G e t 元気 2 1 ・ 食生活改善推進員 ・ ここからカレッジ ・ 母子健康手帳交付、妊婦健康診査補助券交付 ・ 妊産婦・新生児訪問 ・ 離乳食教室 ・ 子育て広場 （すくすく広場、わくわく広場、どんぐり） ・ 心の相談、すくすく相談 ・ 乳幼児健診 （4か月児・10か月児・1歳6か月児健診、2歳児 児歯科健診、3歳6か月児健診） |
| 8. こころの健康づくり | ・ 王寺町健康増進計画 |

【建設課】

| カテゴリー | 主な取組 |
|----------|--|
| 6. 体制づくり | ・ 公営住宅事務 ・ 公園・児童遊園等の管理及び 設置に関する事務 ・ 土木管理に関する事務（道路パトロール等） |

【まちづくり推進課】

| カテゴリー | 主な取組 |
|----------|-------------------|
| 6. 体制づくり | ・ 空き家相談など住宅に関する相談 |

【都市計画課】

| カテゴリー | 主な取組 |
|----------|---------------------|
| 6. 体制づくり | ・ 王寺一丁目公園整備、王寺東公園整備 |

【地域交流課】

| カテゴリー | 主な取組 |
|----------|--------------|
| 6. 体制づくり | ・ DV相談（初期対応） |

【上下水道課】

| カテゴリー | 主な取組 |
|----------|-------------------------------------|
| 6. 体制づくり | ・ 料金滞納者に対する料金徴収（集金）事務 ・ 給水停止執行業務 |

【学校教育課】

| カテゴリー | 主な取組 |
|---------------------|--|
| 2. 一人ひとりの気づきと見守りを促す | ・ 福祉体験学習 ・ いじめ防止教室 |
| 4. 若年層への対策 | ・ 王寺町教育支援委員会 ・ 要保護・準要保護世帯補助事業 ・ 学校評価アンケート調査（各学校） ・ 福祉体験学習 ・ いじめ防止教室 ・ 教育相談 ・ SSW（スクールソーシャルワーカー）の活用 ・ 王寺町生徒指導連絡協議会 ・ 教育カウンセリング事業 （教育相談、こころの教室、ふれあいフレンド） |
| 5. 勤務関連問題への対策 | ・ 教職員人事・研修関係事務 ・ 学校職員安全衛生管理事業 |
| 6. 体制づくり | ・ 王寺町教育支援委員会 ・ 要保護・準要保護世帯補助事業 ・ 学校評価アンケート調査（各学校） ・ 学校職員安全衛生管理事業 ・ 学校職員ストレスチェック事業 ・ 職員研修 ・ 福祉体験学習 ・ いじめ防止教室 ・ 教育相談、心配ごと相談 ・ SSW（スクールソーシャルワーカー）の活用 （県事業） ・ 王寺町生徒指導連絡協議会 |

| | |
|-----------------------|--|
| 7. 「つながり」をつくる連携・協働の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・王寺町民生児童委員協議会 ・西和7町障害者等支援協議会 ・王寺町教育支援委員会 ・SSW（スクールソーシャルワーカー）の活用（県事業） ・王寺町生徒指導連絡協議会 |
| 8. こころの健康づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・学校職員ストレスチェック事業 ・いじめ防止教室 |

【生涯学習課】

| カテゴリー | 主な取組 |
|---------------------|--|
| 2. 一人ひとりの気づきと見守りを促す | <ul style="list-style-type: none"> ・人権学習懇談会 ・家庭教育学級 |
| 3. 生きることの促進支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・王寺町寺子屋塾（雪丸サポートスクール） ・学校・地域パートナーシップ事業 |
| 4. 若年層への対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・王寺町寺子屋塾（雪丸サポートスクール） ・学校・地域パートナーシップ事業 |
| 6. 体制づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・王寺町寺子屋塾（雪丸サポートスクール） ・学校・地域パートナーシップ事業 |

【社会福祉協議会】

| カテゴリー | 主な取組 |
|---------------------|---|
| 2. 一人ひとりの気づきと見守りを促す | <ul style="list-style-type: none"> ・介護ボランティア育成 ・福祉まつり ・老人クラブ活動への支援 ・老人福祉センター活用の推進 ・老人憩の家（片岡の家）活用の推進 |
| 3. 生きることの促進支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・サロン活動の推進 ・春のどかな集い ・こども食堂支援 |
| 4. 若年層への対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育支援資金貸付 ・こども食堂支援 |
| 6. 体制づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・フードレスキュー事業 ・生活福祉資金貸付 ・「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業 ・教育支援資金貸付 ・王寺町老人クラブ連合会 ・春のどかな集い ・介護予防在宅訪問事業 ・手話奉仕員養成 ・日常生活自立支援事業 ・こども食堂支援 |

